

別表（V）中学校教諭一種免許状（社会）取得希望者の単位修得方法（夜間主コース）

◎平成24～29年度入学者（※平成23年度以前入学者は取得できません。）

○免許法施行規則66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択	
日本国憲法	2	憲法 I	2		
体育	2	健康スポーツ a 健康スポーツ b 健康スポーツ e（水泳） 健康スポーツ f（スキー I） 健康スポーツ g（スキー II） 生活と健康	2	1 1 1 1 1	健康スポーツから1科目以上選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語 II B 1 英語 II B 2	1 1		
情報機器の操作	2	情報機器概論	2		

○教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備考	
科目	各科目に定める必要事項	単位数	授業科目	必修	選択		
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職論	2			
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育の歴史	2			
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		教育心理	2			
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育制度	2			
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	12	教育課程論	2			
	・各教科の指導法		社会科教育法 I	2			
			社会科教育法 II	2			
	・道徳の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		社会科・公民科教育法 I	2		2	※1
			社会科・公民科教育法 II	2			
道徳教育		2					
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	4	生徒指導	2		進路指導を含む	
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2			
教育実習		5	事前・事後指導 教育実習 I 教育実習 II	1 2 2			
教職実践演習		2	教職実践演習（中・高）	2			
合単位		31		32	2	32単位必修	

○教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目				備考
		授業科目	必修	選択必修	選択	
日本史及び外国史	20 単位	日本史	2			
		外国史	2			
地理学(地誌を含む。)		地理学	2			
「法学, 政治学」		法学	2			
		国際法			2	※2
		民法Ⅰ		2		
		刑法			2	
		行政法Ⅰ		2		※2
		憲法Ⅱ			2	
		民法Ⅱ			2	
		商法Ⅰ			2	
		商法Ⅱ			2	
		民事手続法			2	
		知的財産法			2	
		労働法			2	
		社会保障法			2	
国際経済法				2		
国際取引法				2		
「社会学, 経済学」		経済学入門	2			
		経済理論	2			
	経済学と現代		2		※2	
	経済と統計			2		
	経済史			2		
	経済思想史			2		
	応用ミクロ経済学		2		※2	
	公共政策			2		
	金融経済			2		
	国際経済と現代			2		
「哲学, 倫理学, 宗教学」	哲学			2	} 3科目から2科目選択必修	
	倫理学			2		
	宗教学(昼間コース)			2		
要修得単位	20		12	8		20単位必修

○教科又は教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目	単位数		
		必修	選択	
教科又は教職に関する科目	「教科に関する科目」 「教職に関する科目」 参照		8	最低修得単位を超えて修得した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」について、併せて <u>8単位以上</u> 修得すること。

備考：

- 「教職に関する科目」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数(31単位)を超えた単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位に含める。
- 「教職に関する科目」のうち「社会科・公民科教育法Ⅱ」は、「教科又は教職に関する科目」の単位として含めることができる(※1)。
- 「教科に関する科目」のうち「民法Ⅰ」、「行政法Ⅰ」、「経済学と現代」、「応用ミクロ経済学」は、いずれか2科目(4単位)を選択必修とする(※2)。
- 「教科に関する科目」のうち20単位を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位として含めることができる。
- 「教職に関する科目」のうち、別表(Ⅰ)～(Ⅵ)において重複して開設している授業科目については、それぞれの表において併用できる。
- 「免許法施行規則第66条の6に基づき本学が開設する科目」(※「情報機器概論」を除く)及び「教科に関する科目」(※日本史、外国史、地理学を除く)は、それぞれ所属する学科の卒業所要単位と併用できる。
- 「教科に関する科目」は、昼間コース履修の手引きの別表(Ⅴ)を併用して単位を修得することができる。
- 特別支援学校(盲学校、聾学校及び養護学校)並びに社会福祉施設等において、「介護体験等」を行わなければならない。